

- 7 母又は父の配偶者に養育されているとき。(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 8 児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき。(通園施設は除く)

## 父、母又は養育者が

- 1 日本国内に住所を有しないとき。
- 2 老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができるとき（請求すれば受けられるのに、請求しないでまだ受けていない場合を含む。）。

なお、昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当された人については、平成15年4月1日において支給要件に該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。

(ただし、この規定は、父子家庭のみならずには適用されません。)



## 2 児童扶養手当を受ける手続

手当を受けるには、住所地の町村役場で認定請求の手続を行い、県知事の認定を受けた後、支給されます。

認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付することになりますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、町村役場の窓口におたずねください。

市にお住まいの方は、市役所へ認定請求の手続を行い、市長の認定を受けることとなります。

また、この手当は、**受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、注意してください。**

### ☆障害年金加算改善法による児童扶養手当受給対象の拡大について

障害年金加算改善法の施行に伴い、平成23年4月より障害基礎年金の子の加算の運用が見直されることとなりました。これまで障害基礎年金の子の加算対象となっていた児童でも、児童扶養手当の支給額が障害基礎年金の子の加算額よりも多ければ、児童扶養手当が支給されることとなります（ただし、1人の児童について、児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の両方を受け取ることはできません）。

※具体的な取扱いについては、お住まいの町村窓口にお問合せ願います。



## 3 児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回に分け支払月の前月までの手当が指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

支払日（支給対象月）		
4月11日 (12月分から3月分)	8月11日 (4月分から7月分)	12月11日 (8月分から11月分)

※支払日が、土、日又は休日のときは、繰り上げて支給されます。